

斐伊川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会  
愛称およびシンボルマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「斐伊川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会（愛称：斐伊川水系 水鳥プロジェクト。以下「協議会」という。）の取組の普及啓発および取組へ親しみを持ってもらうことを目的に作成した、愛称およびシンボルマーク（以下「シンボルマーク等」という。）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において愛称とは「斐伊川水系 水鳥プロジェクト」をいう。

2 この要領においてシンボルマークとは、別図第1及び第2のシンボルマークをいう。

(シンボルマーク等の権利)

第3条 シンボルマーク等の一切の権利は、協議会に帰属する。

(シンボルマーク等の使用範囲)

第4条 愛称を使用しようとするものは、公序良俗に反しない範囲において、自由に使用できるものとする。

2 シンボルマークを使用しようとするものは、第5条第1項に掲げる使用連絡、あるいは第5条第2項に掲げる使用申請を行わなければならない。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、シンボルマークを使用することはできない。

- (1) 協議会の取組の理念や活動に反するなど、協議会の信用又は品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用しておそれがあると認められるもの
- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないもの
- (6) その他承認することが不適切と認められるもの

(シンボルマークの使用連絡および使用申請)

第5条 シンボルマークを非営利目的で使用しようとするものは、あらかじめ協議会事務局（以下「事務局」という。）に、使用内容および目的について連絡しなければならない。

- 2 シンボルマークを使用した製品等の販売その他の営利目的で、シンボルマークを使用しようとするものは、あらかじめ「斐伊川水系 水鳥プロジェクト シンボルマーク使用承認申請書」(別記様式第1号)に必要な書類を添付して事務局に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 前項における必要な書類とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 企画書(事業内容や具体的な使用方法、協議会の取組や理念との関係性がわかるもの)
  - (2) 申請者の概要資料、現況を示すもの
  - (3) その他協議会会長が必要と認めるもの

(連絡および申請の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用連絡または使用申請を省略することができる。

- (1) 協議会使用するとき
- (2) 国、又は他の地方公共団体が使用するとき
- (3) 報道機関が報道のために使用するとき
- (4) 個人が協議会や生態系ネットワークの取組について発信する目的で使用するとき
- (5) その他、協議会会長が認めたとき

(シンボルマークの使用の承認)

第7条 事務局は、第5条第3項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を速やかに審査し、承認を認めたときは、「斐伊川水系 水鳥プロジェクト シンボルマーク使用承認通知書」(別記様式第2号)により、承認を認めないときは、「斐伊川水系 水鳥プロジェクト シンボルマーク使用非承認通知書」(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(シンボルマークへのメッセージの付記等)

第8条 シンボルマークを非営利目的で使用する者は、その使用に当たり、協議会愛称「斐伊川水系 水鳥プロジェクト」の付記、または「私たちは斐伊川水系水鳥プロジェクトを応援しています。」旨のメッセージを付記するよう努めるものとする。

- 2 シンボルマークを営利目的で使用する者は、その使用に当たり、「私たちは斐伊川水系水鳥プロジェクトを応援しています。」旨のメッセージを付記するよう努めるものとする。なお、事務局は前条による使用の承認にあたり、メッセージの付記等の使用条件を付することができるものとする。

(完成品の提出)

第9条 第7条の規定による承認を受けたものは、承認に関わる物品等の写真(シンボルマ

ークの使用状態がわかるもの)を速やかに事務局に提出しなければならない。

(シンボルマーク使用上の遵守事項)

第10条 営利・非営利を問わず、シンボルマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、協議会の示す条件に従うこと
- (2) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 使用にあたっては、別添使用マニュアルを遵守すること
- (4) 使用上の制約から、協議会が定めた色、縦横比、形等を修正する必要がある場合には、協議会に修正案を提示し承認を受けること
- (5) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(シンボルマーク等の使用料)

第11条 シンボルマーク等の使用料は無料とする。

(シンボルマークの承認内容の変更)

第12条 第7条の規定による承認を受けた使用者が承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、直ちに「斐伊川水系 水鳥プロジェクト シンボルマーク使用変更承認申請書」(別記様式第4号)により事務局に提出し、その指示に従わなければならない。

- 2 事務局は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適切と認めるときは「斐伊川水系 水鳥プロジェクト シンボルマーク使用変更承認通知書」(別記様式第5号)により、適切と認めないときは「斐伊川水系 水鳥プロジェクト シンボルマーク使用変更承認通知書」(別記様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(シンボルマークの承認内容の取消し等)

第13条 事務局は、シンボルマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき
  - (2) 第5条又は第12条に基づき提出された申請書の内容に虚偽があったとき
  - (3) 使用者が法令に違反したとき
- 2 事務局は、前項の規定により承認を取消されたものに対し、その承認に係る物件の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。
  - 3 事務局は、承認を得ずにシンボルマークを使用又は使用しようとしているものに対し、その承認に係る物件を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。
  - 4 シンボルマークの使用の取消し、停止等に要する使用物件の回収費等は、使用者が負担することとする。

5 前項の使用の取消し、使用停止等は、その理由を明記した「斐伊川水系 水鳥プロジェクト シンボルマーク使用承認取消書」(別記様式第7号)により通知する。

(損失補償等の責任)

第14条 協議会は、シンボルマーク等の使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会長が別に定める

附 則

この要領は、令和4年10月17日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

[別紙参照]

別記様式第2号(第7条関係)

[別紙参照]

別記様式第3号(第7条関係)

[別紙参照]

別記様式第4号(第12条関係)

[別紙参照]

別記様式第5号(第12条関係)

[別紙参照]

別記様式第6号(第12条関係)

[別紙参照]

別記様式第7号(第13条関係)

[別紙参照]

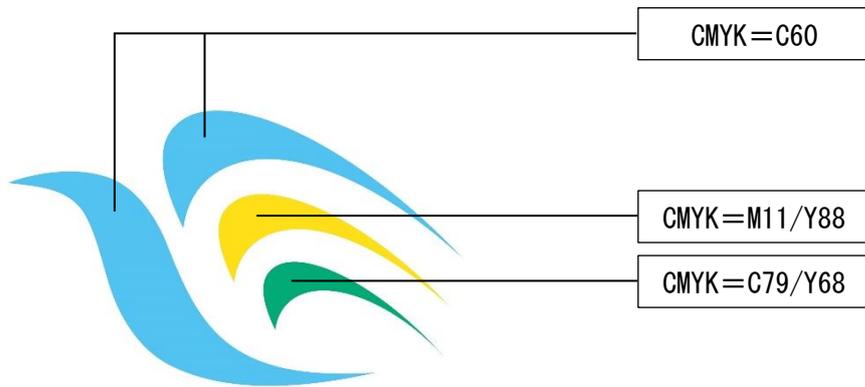
別図第1(第2条関係)

[別紙参照]

別図第2(第2条関係)

[別紙参照]

【別図第 1】



【別図第 2】

